

彦根市指定工作物指導要綱新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業主は、建設行為を行うときは、<u>景観法(平成16年法律第110号)および彦根市景観条例(平成7年彦根市条例第26号)を遵守するとともに、自然環境、生活環境および文化環境の保全と創出に努め、彦根市景観計画(平成19年彦根市告示第146号)に定める建築物、工作物等の形態、色彩等に配慮しなければならない。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>(緑化推進)</p> <p>第10条 事業主は、建設行為を行うときは、彦根市緑の基本計画(平成9年3月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに、彦根市景観計画に定める緑化率を遵守しなければならない</p> <p>2 事業主は、敷地内に地域の特性を象徴し、四季を感じさせる樹木(成木に限る。)を植栽し、かつ、建築行為により生じた法面に張芝等を植栽し、敷地とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければならない。</p> <p>(文化財の保護)</p> <p>第15条 事業主は、建設行為を行う場合において、敷地内に保存が必要と認められる文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財をいう。)または周知の埋蔵文化財包蔵地があるときは、事前に市長と協議の上、発掘、保存等について市長に協力するとともに、発掘調査等に要する費用等を負担しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業主は、建設行為を行うときは、<u>彦根市景観条例(平成7年彦根市条例第26号)を遵守するとともに、自然環境、生活環境および文化環境の保全と創出に努め、特に建築物、工作物等の形態と色彩に配慮しなければならない。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>(緑化推進)</p> <p>第10条 事業主は、建設行為を行う場合、可能な限り緑化に努めるものとし、特に、建築行為により生じた法面に張芝等の植栽を植栽し、敷地内の風致を損なわないようにしなければならない。</p> <p>(文化財の保護)</p> <p>第15条 事業主は、建設行為を行う場合において、敷地内に保存が必要と認められる文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に定める文化財をいう。)または周知遺跡があるときは、事前に市長と協議の上、発掘、保存等について市長に協力するとともに、発掘調査等に要する費用等を負担しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(要綱等の遵守義務)

第 20 条 (略)

2 事業主は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条の規定に基づく認定を受ける場合は、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(平成 29 年 3 月策定)を遵守し、履行しなければならない。この場合において、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を遵守していないまたは必要な手続が適正に行われていないときは、市長は、経済産業省に不適切な案件として情報提供を行うものとする。

(要綱等の遵守義務)

第 20 条 (略)

2 事業主は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条の規定に基づく認定を受ける場合は、事業計画策定ガイドライン\_\_\_\_\_ (平成 29 年 3 月策定)を遵守し、履行しなければならない。この場合において、事業計画策定ガイドライン\_\_\_\_\_を遵守していないまたは必要な手続が適正に行われていないときは、市長は、経済産業省に\_\_\_\_\_情報提供を行うものとする。